

参考資料 1

知床世界自然遺産地域科学委員会 ヒグマワーキンググループ設置要綱

(目 的)

第 1 条 知床半島におけるヒグマの管理に関する検討を深めるため、知床世界自然遺産地域科学委員会・設置要綱第 5 条第 3 項に基づき、ヒグマワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 知床半島ヒグマ管理計画に基づく各種対策の実施・評価・見直しに関する事項
- (2) 関係機関との連絡調整に関する事項
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(組 織)

第 3 条 ワーキンググループは、科学委員会委員長の了解を得て事務局長が委嘱する者の他、別紙に掲げる関係行政機関をもって組織する。

- 2 ワーキンググループに座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、再任されることを妨げない。

- 2 年齢が 70 歳を超えるものを委員として選任しない。

(議事等)

第 5 条 ワーキンググループは、事務局長と調整の上で座長が招集し、開催する。

- 2 座長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの議事は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第 6 条 事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。
- 3 事務局は、ワーキンググループの運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 12 月 8 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

(別紙)

○委 員 (五十音順、敬称略)

愛甲 哲也	北海道大学大学院農学研究院 教授
宇野 裕之	東京農工大学大学院農学研究院 特任教授 <u>※座長代理</u>
佐藤 喜和	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授 <u>※座長</u>
下鶴 倫人	北海道大学大学院獣医学研究院 准教授
松田 裕之	横浜国立大学総合学術高等研究院 上席特別教授
間野 勉	北海道立総合研究機構 フェロー
山中 正実	公益財団法人知床財団 特別研究員

○地元自治体

斜里町
羅臼町
標津町

○事務局

環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道